

資 料 提 供	
令 和 4 年 9 月 9 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (前 田)
電 話	0857-26-7043

令和4年9月定例県議会付議案

議案第 1号 令和4年度鳥取県一般会計補正予算（第3号）

議案第 2号 同 鳥取県一般会計補正予算（第4号）

議案第 3号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第1号）

議案第 5号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第2号）

議案第 6号 鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例（とっとり弥生の王国推進課）

青谷上寺地遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、鳥取県立青谷かみじち史跡公園を設置する。

（概 要）

- ①鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「史跡公園」という。）を鳥取市に設置する。
- ②史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 遺跡から出土した重要文化財その他出土品（以下「重要文化財等」という。）の収蔵展示施設
 - イ ガイダンス施設（重要文化財等の調査及び研究のために必要な施設を含む。）
 - ウ 屋外展示施設
 - エ アからウまでに掲げるもののほか遺跡及び重要文化財等の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設
- ③史跡公園においては、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
 - イ 重要文化財等の収蔵展示に関すること。
 - ウ 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
 - エ 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。
 - オ 遺跡の管理団体として行う管理及び復旧に関すること。
 - カ アからオまでに掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。
- ④史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。
- ⑤知事は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園の維持管理に関する業務等を行わせるものとする。
- ⑥指定管理者が業務を行う期間は、5年間とする。
- ⑦知事は、指定管理者の指定手続に係る申請があったときは、業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること等の基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。
- ⑧利用時間及び利用休止日
 - ア 史跡公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
 - イ 史跡公園の利用を休止する日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- ⑨利用の許可
 - ア 史跡公園の施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。
 - イ 指定管理者は、その利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合等は、アの許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。
 - ウ 指定管理者は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。
- ⑩利用料金
 - ア 利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させるものとする。
 - イ 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。
 - ウ 知事は、イにより利用料金を承認したときは、速やかに告示するものとする。
- ⑪指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。
- ⑫行為の制限等
 - ア 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。
 - （ア） 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - （イ） 史跡公園内において喫煙し、又は火を使用すること。
 - （ウ） 指定管理者の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - （エ） 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - （オ） 土地の形質を変更すること。

- (カ) 指定管理者の許可を受けずに物品を販売すること。
- (キ) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (ク) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
- (ケ) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、知事が別に定める行為

イ 指定管理者は、アに違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

- ⑬指定管理者は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- ⑭指定管理者は、利用許可又は⑫ア(ウ)若しくは(カ)の行為に係る許可(以下「行為許可」という。)を受けた者が、この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき等に該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。
- ⑮この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

[規則で定める日から施行 ほか]

議案第 7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①子の出生の日から人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員が当該子についてする育児休業（いわゆる産後パパ育休）を2回取得できる期間を、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。
- ②育児休業をすることができる非常勤職員の要件について、①の期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、2歳までの育児休業が認められる場合に該当する場合にあっては子が2歳に達する日までに非常勤職員としての任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないことを新たに加える。
- ③2回の育児休業をすることができることとされたことに伴い、再度の育児休業が取得できる特別の事情のうち、育児休業の終了後3月以上の期間を経過したこととするものを削除する。
- ④その他所要の規定の整備を行う。

[令和4年10月1日施行]

議案第 8号 財産の取得（鳥取空港化学消防車）について（空港港湾課）

取得の目的：国際民間航空条約に基づく空港に配備する消防力を満たすため、鳥取空港の化学消防車を更新するものである。

財産の内容：10,500リットル級空港用化学消防車

取得予定価格：142,684,755円

契約の相手方：株式会社出雲ポンプ出雲営業所

議案第 9号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（消防防災課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金282,480円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

概要：令和4年6月13日、消防防災ヘリコプターでの山岳救助事案の活動中、飛行場外離着陸場に離着陸した際、回転翼によって生じた風により小石等が舞い上がり、敷地内に駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

議案第10号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部捜査第一課）

和解の相手方：甲 神戸市 個人

乙 兵庫県三木市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金334,720円を和解の相手方に支払う。

概要：令和4年5月12日から同月18日までの間（事件発生日は不明）、鳥取警察署の職員が、死因調査等のために取り扱った和解の相手方の被相続人である死者が身に付けていたネックレスを保管及び管理するに当たり、和解の相手方に引き渡すまでの間、貴重品保管庫に保管することなく、他の物品と共に遺体保冷庫に保管し、和解の相手方にその存在を知らせることのないまま、遺体を引き渡し、火葬後に同ネックレスの紛失が明らかになったものである。

議案第 1 1 号 不当利得の返還に係る和解について（森林づくり推進課）

和解の相手方：東伯郡湯梨浜町 企業

和解の要旨：県は、特別伐倒駆除業務に係る経費 2,868,800 円を不当利得として、和解の相手方に返還する。

概 要：県が和解の相手方に発注した特別伐倒駆除業務について、履行期間内に作業実績に基づく変更契約を締結することができなかった。したがって、契約金額と作業実績に基づく出来形との差額は、県の不当利得に当たるため、当該額を返還することで和解しようとするものである。

議案第 1 2 号 鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について（とっとり弥生の王国推進課）

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の一部を県が鳥取市から受託することについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 1 3 号 事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決の一部変更について（美術館整備課）

急激な資材高騰及び労務費の上昇により、契約金額が増となることに伴い、契約金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：変更前 14,265,981,372 円 → 変更後 14,438,047,372 円（172,066,000 円の増）

議案第 1 4 号 令和 3 年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について（水環境保全課）

議案第 1 5 号 令和 3 年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び令和 3 年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第 1 6 号 令和 3 年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

議案第17号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（人事企画課）

国家公務員の定年の引上げ及び地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を65歳に引上げ、給与及び退職手当の支給についての必要な措置を講ずること等に伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行うものである。

（概要）

①職員の定年等に関する条例の一部改正

- ア 職員の定年を、年齢65年（特定の機関で医療業務に従事する医師及び歯科医師は年齢70年）とし、令和5年4月1日から令和13年3月31日までにおいて2年ごとに段階的に引き上げることとする。
- イ 管理監督職となる職を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とする。
- ウ 年齢60年に達した日以後に退職をした者を、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができるものとする。

②職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員が受けるべき給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。
- イ ①イにより他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、アにより算定した給料月額が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額とアにより算定した給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

③職員の退職手当に関する条例の一部改正

- ア 当分の間、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額は、定年による退職をした場合等と同様の割合を乗じて得た額とする。
- イ ②アにより、職員の給料月額が改定された者に対する退職手当の額の算定については、在職期間中に給料月額の減額改定以外の理由による減額がある場合に適用される特例措置を適用するものとする。

④再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制を新設すること等に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。

- ア 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- イ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ウ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- オ 職員の育児休業等に関する条例
- カ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- キ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ク 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ケ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- コ 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

⑤職員の再任用に関する条例を廃止する。

[令和5年4月1日施行 ほか]

報 告 事 項

報告第 1号 令和3年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 1,991,654千円

報告第 2号 令和3年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 281件 繰越額 47,382,481千円

報告第 3号 令和3年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 11件 繰越額 269,969千円

報告第 4号 令和3年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 13,791千円

報告第 5号 令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 216,562千円

報告第 6号 令和3年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 6,580千円

報告第 7号 令和3年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 77,433千円

報告第 8号 令和3年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 102,606千円

報告第 9号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（令和4年6月27日専決）（人事企画課、小中学校課）

教育職員免許法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[令和4年7月1日施行]

（2）鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和4年6月27日専決）

（会計指導課、小中学校課）

教育職員免許法等の一部が改正され、教育職員の普通免許状及び特別免許状が有効期間の定めのないものとされたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新等に係る手数料を廃止する。
- ②その他所要の規定の整備を行う。

[令和4年7月1日施行]

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年8月8日専決）（税務課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 7,394 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年4月15日、西部県税事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、道路脇に車を寄せるため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方所有の物干し台に衝突し、同物干し台を破損させたものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年8月8日専決）

(住まいまちづくり課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 200,539 円（県過失 7 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年2月8日、東部建築住宅事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、左前方道路から合流してきた車両との接触を避けようと片側二車線道路の中央側車線に進路変更した際、右後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解について（令和4年8月8日専決）（農林水産政策課）

和解の相手方：甲 倉吉市 企業

乙 東京都港区 企業

和解の要旨：甲は、損害賠償金 418,000 円を乙に支払う。（県過失 0 割）

乙は、賃貸借契約中途解約金 272,580 円について、甲が乙に支払う損害賠償金をもって充て、県に請求しない。

事故の概要：令和4年6月30日、中部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、路肩に停車していた際、後方から進行してきた和解の相手方甲所有の小型貨物自動車に追突され、双方の車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年8月8日専決）（県土総務課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 14,410 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年11月4日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場で停止しようとした際、駐車枠から後退してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年8月8日専決）（県土総務課）

和解の相手方：米子市 法人

和解の要旨：県は、損害賠償金 235,400 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年4月12日、西部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（患者輸送車）を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するフェンスに衝突し、同フェンスを破損させたものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年8月8日専決）（河川課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 243,617 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年2月24日、河川課の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、和解の相手方使用の小型乗用自動車との車間距離が不十分であったため、路面の積雪によりスリップして停車した同車両に追突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年8月23日専決）（道路企画課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 237,800 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年3月25日、一般県道羽合東伯線に設置している自転車駐車場の屋根の一部が、強風により飛散し、和解の相手方が当該県道に隣接する駐車場内に駐車していた小型乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年8月23日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 800,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和4年4月22日、和解の相手方甲が、一般県道金沢伏野線を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で行中、沿道の斜面からの落下物に衝突し、同車両が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年8月23日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 92,376 円（県過失 7 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年6月12日、和解の相手方が、一般県道八坂鳥取停車場線を普通乗用自動車で行中、沿道の店舗の駐車場に進入しようとした際、歩道から浮き上がっていた舗装用ブロックに接触し、同車両が破損したものである。

(12) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（令和4年8月23日専決）
（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年8月29日専決）（市町村課）

和解の相手方：八頭郡八頭町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 93,940 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年6月16日、東部地域振興事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方使用の普通貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

報告第10号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（総合教育推進課）

地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の令和3年度における業務の実績及び第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第11号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について

(産業未来創造課)

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの令和3年度における業務の実績及び第4期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第12号 鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について (空港港湾課)

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第24条の規定により、鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について報告する。

報告第13号 法人の経営状況について

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー ほか30法人

報告第14号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー ほか30法人

報告第15号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 43件 変更 2件